

八女市

令和8年度

学童保育所 利用案内

(八女市放課後児童健全育成事業)



みどりちゃん(八女市公式キャラクター)

継続利用の方も年度ごとに申請が必要です！

八女市 健康福祉部 子育て支援課
〒834-8585 八女市本町 647 番地
TEL : 0943-23-1351 (直通)
MAIL : kosodateshien@city.yame.lg.jp

■学童保育所とは

八女市では、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業として、八女市内全ての小学校区に学童保育所を設置しています（「学童保育所一覧」は7ページ）。

学童保育所とは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えてその健全育成を図るために設置された施設です。実施主体は八女市で、社会福祉法人等に委託して運営しています。

■学童保育所の利用について

学童保育所の開所日、開所時間は次のとおりです。

開所日	平日（月曜～金曜）	土曜日、長期休暇（夏冬春休み）
開所時間	放課後 ～ 午後6時まで	午前7時30分 ～ 午後6時

※ 延長保育…19時まで

※ 閉所日…日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）

※ 長期休業期間の利用開始日は終業式の翌日から、最終日は始業式の前日までとします。ただし、6年生の3月の利用開始日は卒業式翌日から、1年生の4月の最終日は入学式前日までとします。（利用開始日が閉所日の場合は翌開所日、最終日が閉所日の場合は前開所日とします。）

■保護者負担額（利用料金）について

利用料金は下表のとおりです。利用料金は、入所先の各学童保育所に直接お支払いいただきます。

利用区分	育成費	運営費
通年で利用する場合（8月を除く月）	月額 4,000 円	月額 1,500 円
通年で利用する場合（8月）	月額 5,500 円	月額 1,500 円
春季休業期間のみ利用する場合（4月）	2,000 円	750 円
夏季休業期間のみ利用する場合	6,500 円	2,000 円
冬季休業期間のみ利用する場合	2,000 円	1,000 円
春季休業期間のみ利用する場合（3月）	2,000 円	750 円

※ 午後6時を超えて学童保育所を利用する日があるときは、児童1人につき1日当たり200円の延長料金（月あたり最大1,000円まで）がかかります。

※ 育成費については、次のいずれかに該当する場合、減額となる制度があります。減額されるためには年度毎に申請が必要です。

- （1）生活保護を受給している方…育成費の全額を免除
- （2）市民税が非課税世帯の方 …育成費の半額を免除
- （3）就学援助を受給している方…育成費の半額を免除

■入所申請の要件について

入所申請ができるのは、次の（１）、（２）の要件を満たす児童の保護者です。

（１）八女市内の小学校に就学している児童

（２）以下の理由により、放課後等に家庭において保育ができない児童

- ・就労（就学）…月当たりの就労（就学）時間が60時間以上であること
- ・妊娠、出産 …出産予定日の前2カ月から出産日の後6カ月
- ・疾病、障がい…保護者の病気、負傷又は心身の障がい
- ・介護、看護 …同居又は長期入院している親族などの介護、看護
- ・その他 …上記に類する状態として市長が認めるもの

※ 「育児休業中」や「求職活動中」の場合は入所の対象になりません。

※ 育児休業から復職する場合、復職日の前の月からご利用できます。

※ 要件の変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

■入所申請に必要な書類について

入所申請に必要な以下の書類を揃えて、下記申請期間にご提出ください。

（１）学童保育所入所申請書

（２）保育を必要とする理由を証明する書類（学童保育所入所申請書の裏面に記載）

（３）申請児童の障害者手帳あるいは特別児童扶養手当証書の写し（該当する場合のみ）

※ （１）は児童ごとに、（２）は保護者ごとに1枚ずつ提出してください。

■入所申請期間について

令和7年11月4日（火）～11月28日（金）

※ 継続利用申請で学童保育所への提出に限り11月29日（土）まで受け付けます。

※ 上記期間分を4月1日から利用可能な1次選考の対象とします。

※ 夏休みなど長期休業期間中のみ利用する場合も上記期間内に提出してください。

※ 12月1日～1月31日に申請された場合は『2次選考』、2月1日～2月28日に申請された場合は『3次選考』の対象とします。ただし、施設に空きがある場合のみ選考を行います。

※ 入所申請にあたっては、利用区分を十分お考えの上、申請ください。（利用区分を変更する場合、再度入所選考となる場合があります。詳細は次ページ「長期休業期間のみ利用する児童の入所決定について」をご覧ください。）

※ 3月1日以降に申請された場合は、5月1日以降の年度途中入所となります。

■入所申請書提出先について

新規利用申請…八女市役所 子育て支援課 こども保育係

または各支所市民生活福祉係

継続利用申請…現在利用中の学童保育所もしくは上記窓口（八女市役所本庁または各支所）

■入所決定について

学童保育所入所申請書等の内容を審査し、1次選考は1月下旬に結果通知を発送します。2次選考は2月下旬、3次選考は3月上旬に結果通知を発送します。

※ 利用定員を超える入所申請があった場合は、八女市の選考基準により保育の必要性の高い児童から入所決定します。

長期休業期間のみ利用する児童の入所決定について

通年利用の児童の入所を優先するため、利用希望の多い施設では、長期休業期間のみ利用する児童の入所決定は、3月上旬に行います。入所選考にあっては、下記の優先順位で決定を行います。

(優先順位)

- ①春休み(4月)の利用を希望する児童
- ②11月に入所申請書類を提出した児童
- ③12月～1月に入所申請を提出した児童
- ④2月に入所申請を提出した児童

※ 4月1日からの通年利用又は春休み(4月)の長期休業期間の利用を辞退される場合は、2月27日(金)までに辞退届をご提出ください。(※この期限を過ぎた場合は、4月末または春休み末日退所とし、利用料金をお支払いいただきますのでご注意ください。)

※ 既に通年利用で入所承諾を受けた児童であっても、長期休業期間のみの利用に変更する場合は、一度入所を辞退したうえで、改めて入所選考を受けていただきます。この場合、2月27日(金)までに辞退届及び入所申請書をご提出ください。3月1日以降に提出された場合は、最短で4月末での変更となります。(4月は通年利用となります。)

※ 3月1日以降の春休みの利用辞退は原則受けません。

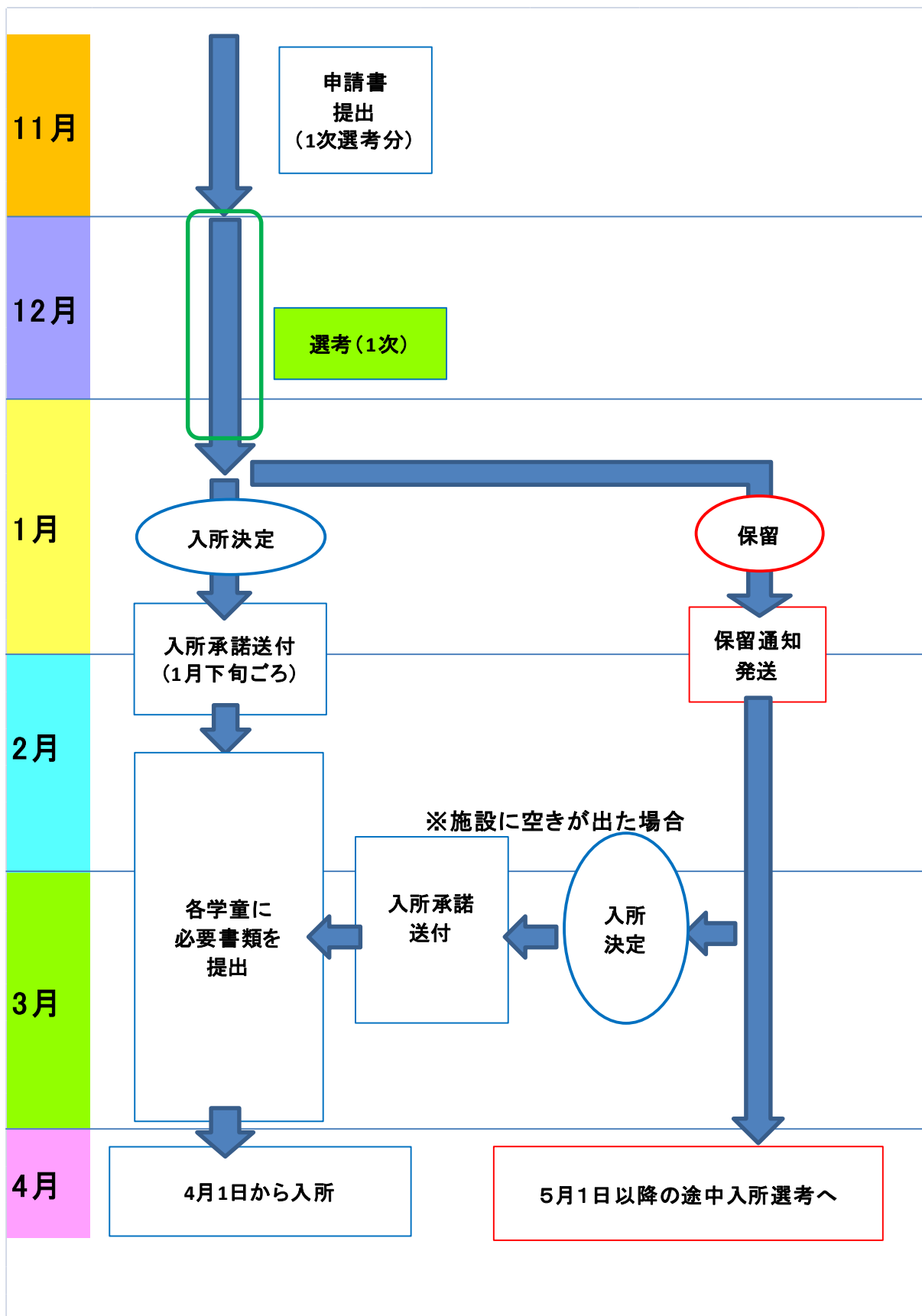
■入所保留について

選考の結果、施設に空きがないなどの理由から入所ができず、待機となる児童の保護者には、入所保留通知書をお送りします。以降は施設に空きがある場合のみ選考を行い、入所できる場合は入所承諾通知書を発送します。(入所保留通知書の発送は初回のみとなります。選考のたびに保留通知書の発送は行いません。)

■各学童保育所への必要書類の提出について

八女市から「学童保育所入所承諾通知書」が届きましたら、入所先の各学童保育所へ必要書類を提出してください(必要書類の詳細は各学童保育所へお尋ねください)。

■利用の流れ



※利用希望が多い施設で長期休業期間のみ利用する児童は、入所決定が3月上旬になります。

■途中入所申請について

途中入所申請（毎月1日入所）は、原則として、『通年利用』の場合は利用希望月の前月10日まで（土日祝の場合は前開庁日、以下同様）、『長期休業期間のみの利用』の場合は入所開始日(長期休業初日)の前月末日までに入所申請に必要な書類を八女市役所子育て支援課または各支所市民生活福祉係に提出してください。（区分変更についても同様。）

途中入所申請分の結果通知は、通年利用は入所希望月の前月中旬、長期休業期間のみの利用は入所開始日の当月上旬に発送します。

【例】（令和8年度の場合）

<通年利用>

5月1日に入所を希望 → 4月10日までに必要な書類を提出

<長期休業期間のみ利用>

夏休みに入所を希望 → 6月30日までに必要な書類を提出

冬休みに入所を希望 → 11月30日までに必要な書類を提出

春休み（3月）に入所を希望 → 2月26日までに必要な書類を提出

※ 令和8年度は2月27日が土曜日、2月28日が日曜日のため、冬休みは前月末日の前開庁日が申請期限となります。下記の退所についても同様です。

■学童保育所の退所について

学童保育所を退所される場合には、原則として、『通年利用』の場合は退所希望月の10日まで（※）、『長期休業期間のみの利用』の場合は入所開始日(長期休業初日)の前月末日までに「学童保育所退所届」を八女市役所子育て支援課または各支所市民生活福祉係に提出してください。合わせて、在籍する学童保育所への連絡もお願いします。

【例】（令和8年度の場合）

<通年利用>

4月末で退所したい → 4月10日までに退所届を提出

<長期休業期間のみ利用>

夏休みは利用しない → 6月30日までに退所届を提出

冬休みは利用しない → 11月30日までに退所届を提出

春休み（3月）は利用しない → 2月26日までに退所届を提出

※ 急なお引越し等やむを得ない事由がある場合を除きます。退所届の提出時期によっては、翌月分の利用料金の引き落としの停止処理が間に合わない場合があります。利用料金の引き落としや還付については各学童保育所へお尋ねください。

オンライン手続きのご案内

退所届、辞退届、保護者負担金減額申請の手続きが、オンラインでできるようになりました。

希望される場合は、八女市ホームページ記載のリンク先または、ページ下部の二次元コードから申請フォームへアクセスしていただき、各設問へ回答後、送信をお願いいたします。令和7年度分の申請にもご利用いただけます。

(八女市ホームページ)

<https://www.city.yame.fukuoka.jp/soshiki/8/3/2/3/1454652119956.html>

トップページ上部の『子育て・教育』カテゴリから『学童保育所』を選択し、『学童保育所』ページ内へお進みください。申請フォームのリンク先はページ内最下部に記載しています。



←こちらからもホームページを確認できます。

【各申請フォーム二次元コード】

<退所届>



<辞退届>



<負担金減額申請>



※負担金減額申請は、学童の入所承諾後（入所決定の通知を受け取った後）に行ってください。

■学童保育所一覧

施設名	所在地	電話番号
福島小学校区学童保育所	八女市本町 657 番地	0943-22-7292
長峰小学校区学童保育所	八女市吉田 638 番地 1	0943-22-6670
上妻小学校区学童保育所	八女市津江 390 番地 1	0943-22-6671
三河小学校区学童保育所	八女市酒井田 486 番地 1	0943-22-6878
八幡小学校区学童保育所	八女市新庄 385 番地	0943-23-7363
みさき学園区学童保育所	八女市大籠 3 1 7 番地 2	0943-22-8160
岡山小学校区学童保育所	八女市鶴池 302 番地	0943-22-4892
上陽北浜学園区学童保育所	八女市上陽町北川内 910 番地	0943-54-3171
黒木小学校区学童保育所	八女市黒木町桑原 26 番地	0943-42-0045
黒木西小学校区学童保育所	八女市黒木町本分 38 番地 1	0943-42-0256
木屋学童保育所	八女市黒木町木屋 2422 番地	0943-42-0218
立花小学校区学童保育所	八女市立花町谷川 1058 番地	0943-37-0077
筑南小学校区学童保育所	八女市立花町北山 2840 番地 1	0943-23-3080
星野小学校区学童保育所	八女市星野村 12075 番地 1	0943-52-2505
あゆみ学童保育所	八女市黒木町本分 1318 番地 1	0943-42-3550
矢部清流学園区学童保育所	八女市矢部村北矢部 11047 番地 2	0943-47-2070